



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.  
okamoto-pat.jp/

2019 MARCH / 215号

## ★ 中小企業者等に対する特許料の減免及び出願審査請求の手数料の減免 ★

岡本特許ニュース 206号でも予告していましたが、いよいよ本年4月1日から出願審査請求料及び特許料の新しい減免制度が始まります。以前にも似たような制度があったと思われた方もいると思いますが、今回は次の点で従来のものと異なります。

- (1) 以前の制度にみられた「非課税の法人（個人）」とか「設立後 10 年以内の法人」というような条件が付されておらず、かなり幅広く適用される。
- (2) 証拠書類の提出が要求されない。

ただし、この新制度の適用を受けられるのは、2019年4月1日以降に審査請求する案件に限定されます。その日以前に審査請求していた案件では、その日以降に納付する特許料であっても新制度下での減免が受けられません。また、出願審査請求又は特許料納付時に減免申請を行う必要があり、後になって減免申請することもできません。

対象者が多いと思われる分野について以下に簡単に説明します。詳細は特許庁のホームページをご覧ください。 <https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmen20190401.htm>

### 1. 減免対象者と減免の内容

減免対象者	減免対象者の資格	措置内容
中小企業（法人）	(1a) 製造業、建設業、運輸業 … 資本金の額が 3 億円以下及び常勤従業員が 300 人以下の会社または個人 (1b) 卸売業 … 資本金の額が 1 億円以下及び常勤従業員が 100 人以下の会社または個人 (1c) サービス業 … 資本金の額が 5 千万円以下及び常勤従業員が 100 人以下の会社または個人 (1d) 小売業 … 資本金の額が 5 千万円以下及び常勤従業員が 50 人以下の会社または個人 (2) 大企業に支配されていないこと	<特許> ・ 審査請求料：1/2 に軽減 ・ 特許料（第 1 年分から第 10 年分）：1/2 に軽減
中小企業（個人事業主）	(1a) 製造業、建設業、運輸業 … 常勤従業員が 300 人以下の個人事業主 (1b) 卸売業 … 常勤従業員が 100 人以下の個人事業主 (1c) サービス業 … 常勤従業員が 100 人以下の個人事業主 (1d) 小売業 … 常勤従業員が 50 人以下の個人事業主 (2) 大企業に支配されていないこと	
小規模企業（法人）	(1) 常勤従業員が 20 人以下（商業・サービス業では 5 人以下）であること (2) 大企業に支配されていないこと	<特許> ・ 審査請求料：1/3 に軽減 ・ 特許料（第 1 年分から第 10 年分）：1/3 に軽減
小規模企業（個人事業主）	(1) 常勤従業員が 20 人以下（商業・サービス業では 5 人以下）であること	

### 2. 申請方法

2019年4月1日以降に審査請求する案件については、減免申請書もその証明書類も提出が不要です。単に「出願審査請求書」の【手数料に関する特記事項】、又は「特許料納付書」の【特許料等に関する特記事項】に「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をするだけで、減免を受けることが可能となります。

<記載例> 【手数料に関する特記事項】	特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
------------------------	---